

一人親方さん便り

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会

平成27年3月

安全衛生標語入賞作品のご紹介です（陸災防）

テーマ：「健康・快適職場（作業）・交通労災防止」連載第12回目

昭和 53年「今一度なれた仕事を見直そう」

平成 2年「みんな健康 明るい職場 すすんで受けよう 定期検診」



★年度内（平成27年3月31日まで）加入の一人親方さん、更新の準備は大丈夫ですか？

現在ご加入頂いております「一人親方さん労災特別加入」は3月31日まで有効です。その後の4月からの労災加入には再度「更新」手続きを行っていただく必要があります。「面倒くさいな。」と思われるかもしれませんが、4月以降も建設現場等でお仕事をされる予定がありましたら、「万が一」に備えての更新手続きをお願いします。手続きの最終（更新・保険料等金額入金確認）は3月31日まで可能です。詳細はお問い合わせ下さい。

前回より引き続きのお知らせです。当協会では健康診断を受診された一人親方さんに1,000円の補助をおこなっています。「それってどういうモノ？」と思われる場合にはお問い合わせ下さい。

◆労災豆知識（一人親方さん用） 労災保険って？

*車で建設現場への移動中に後ろから追突され事故にあいました。

この場合には補償はありますか・・・？

- ・通勤災害も労災補償の対象です。が、第三者（たとえば後ろから追突した車）がいる場合で先方の過失割合が100%の場合、原則としてまずは相手の保険から治療費や休業の補償が行われます。この場合労災補償と重複して2重に補償されることはありません。ただし、休業が4日以上になれば、労災より別途給付基礎日額の2割が「上乗せ休業補償」として支給されますので、現場で作業中の労災事故同様に当協会（事務局）へご連絡下さい。必要な書類を準備していきます。
- ・また相手が自賠責のみの場合や、何らかの理由で相手保険から補償がすぐにされない場合などは、通勤労災として申請していきますので、まずは当協会（事務局）へ状況をお知らせ下さい。
- ・交通労災は移動のルート、方法、現場等の確認や添付書類が必要になりますので、ご協力をおねがいします。
- ・休業から復帰した後で、検査等病院に行くために一日休む・・・というのは「休業補償」の対象にはなりませんが、治療については傷病が治癒するまでは引き続き、費用負担無しで受けられます。

今日も一日元気で健康でご安全に！！

カンパニーリスクマネジメント協会一人親方会 労災事務局
（安達社会保険労務士事務所）

TEL : 06-6966-4737

FAX : 06-6966-4738

H/P にその他いろいろな情報を掲載しています！ H/P <http://www.oyakatar.jp/>